平成２８年（フ）第２８３号
埼玉県東松山市大字大谷3890番地３
破産者　山下　正樹
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１２号
富山市水橋池田舘764番地19
破産者　松岡　慶樹
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７４号
長野県松本市梓川倭2963番地１
破産者　中野　英樹
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１２２３号
愛知県春日井市中新町２丁目２番地２
破産者　杉原　吉則
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４４１号
名古屋市西区清里町69番地48、住民票上の住所名古屋市中村区亀島２丁目21番26号
破産者　小泉　圭
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６３６号
愛知県あま市七宝町沖之島宮前63番地
破産者　遠山　愛
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１３１号
大阪市阿倍野区阪南町５―22―16―701
破産者　大西　郁子
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８９号
大阪市平野区平野本町５丁目９番14号　平野ハイツＧ－１、事業所所在地大阪市平野区背戸口５－６－20　フレンズビル１Ｆ中
破産者　ワンキッチンピットこと大草ソムピットこと　ＣＨＡＬＥＵＮＬＡＴＨ　ＳＯＭＰＨＩＴＨ
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１７０号
大阪府八尾市大字大窪486番地の11
破産者　森元　明美
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１２７号
大阪市港区港晴２丁目８番15号　共栄マンション　101号、前住所大阪市港区弁天３丁目３番15―201号
破産者　上野　武志
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１２８号
大阪市港区港晴２丁目８番15号　共栄マンション　101号、前住所大阪市港区弁天３丁目３番15―201号
破産者　上野美千代
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９０５号
大阪府枚方市香里ケ丘８丁目15番地の７（Ｂ―301）
破産者　磯川　紀子
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１６６号
大阪府守口市大庭町１丁目21番12―301号、前住所大阪府寝屋川市萱島信和町９番６号
破産者　鈴木　裕子
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１７７号
大阪府枚方市桜町４番22号
破産者　サンキ興産こと　赤瀬　徹
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２５１号
大阪市西区北堀江１丁目16番９―705号
破産者　ハワイアンカフェ　リゾートキッチン　ホヌ家こと　村岡　良孝
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２５４号
大阪府枚方市牧野本町１丁目38番４―13号、前住所大阪府枚方市長尾西町３丁目24番５号
破産者　坂本　政敏
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２９２号
大阪府豊中市野田町17番１―310号、住民票上の住所大阪市東淀川区下新庄２丁目６番７号　ハイツ山木　405号
破産者　小林　弘昌
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３０２号
大阪市西淀川区柏里３丁目２番７―305号
破産者　山下　和子
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部